

# 東芝国際交流財団 平成 31 年度 事業計画

(平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日)

## 1. 事業活動の目的および活動方針

- (1) 公益財団法人東芝国際交流財団定款 第 3 条、第 4 条に定めるところの国際交流活動を展開する。
- (2) 事業目的 (第 3 条)  
本法人は、国際交流・対日理解の促進(以下「対日理解の促進」という。)に関するシンポジウム、セミナー等の開催及び助成、海外現地社会に資するために実施される活動等(以下「現地社会への貢献」という。)に関する参加、協力等を行うことにより国際交流の促進を図り、もって国際社会・現地社会に貢献することを目的とする。
- (3) 事業内容 (第 4 条)  
本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 一 本法人の目的を実現するために計画された下記の事業を公募型助成(以下「助成」という。)として実施する。
    1. 対日理解の促進に関するシンポジウム、セミナー等の開催への助成
    2. 現地社会への貢献に関する参加、協力への助成
    3. 対日理解の促進に関する調査研究への助成
    4. 対日理解の促進を担う人材の養成への助成
  - 二 前号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な下記の自主事業並びに情報の収集(以下「自主事業」という。)を行う。
    1. 公開講座
    2. シンポジウム、セミナー
    3. 人材育成
    4. 国際交流に関する情報収集
    5. その他本法人の目的を達成するために必要な事業前項に掲げる事業を行う区域は、日本全国及び海外とする。

## 2. 助成事業の選択の基準

- (1) 申請事業が東芝国際交流財団の設立の趣旨・目的に適い、かつ、その事業成果が社会に対して伝播されるものであること。
- (2) 申請者が社会的に信頼され、その存在を認められ、東芝国際交流財団の趣旨・目的に沿った活動を行う能力を備えていること。
- (3) 助成事業選択に当たっては下記事項に配慮する。
  - ① 同一事業の継続は原則 3 年を限度とする。
  - ② 社会的意義および東芝国際交流財団のプレゼンスの向上の観点からその継続が望ましいものについては、前項の規定に囚われずに継続する。
  - ③ 資金的限度もあることから、徒に範囲を拡大せず、質的な充実にウェイトをおくこと。
  - ④ 東芝国際交流財団の主体性を生かすこと。
  - ⑤ 前例に囚われず、広い視野に立って柔軟性のある対応を行うこと。
  - ⑥ 審査委員会における審査結果を尊重する。

### 3. 平成31年度の全事業概要

上記1. (3) の公募型助成事業の内訳

千円 (件数)

	米国	欧州	アジア・豪	日本	合計
1.	1,320(1)	16,807(13)	19,981(13)	6,200(6)	44,308(33)
2.	6,687(5)	5,530(4)	0(0)	5,418(5)	17,635(14)
3.	2,075(2)	11,015(11)	2,150(2)	5,395(7)	20,635(22)
4.	3,850(3)	5,192(4)	4,123(4)	5,200(5)	18,365(16)
合計	13,932(11)	38,544(32)	26,254(19)	22,213(23)	106,943(85)

表中1から4は、1. (3) 一に記載の事業内容を表す。

上記1. (3) の自主事業の内訳

千円 (件数)

	米国	欧州	アジア・豪	日本	合計
1.	0(0)	0(0)	0(0)	Milestone Summit 7,000(0)	7,000(1)
2.	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
3.	コロンビア大学 3,300 IUC 横浜 2,000	ケンブリッジ大奨学金 4,200 EAJS(2) 4,693 イースタンリア大 3,500	ベトナムフェロー 1,800 TCER 1,000 TYCA 15,000 北京大学日本研究センター 1,500	0(0)	36,993(10)
4.				Japan-Insights プロジェクト 16,000(1)	16,000(1)
合計	5,300(2)	12,393(4)	19,300(4)	23,000(2)	59,993(12)

表中1から4は、1. (3) 二に記載の事業内容を表す。

総計	19,232(13) 12.0%	50,937(36) 31.6%	45,554(23) 28.3%	45,213(25) 28.1%	160,936(97) 100%
----	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

以上